

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人留学生規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第2章 国費外国人留学生 (入学手続)</p> <p>第6条 前条の選考の結果に基づき、文部科学大臣から本学が留学生として受入れる旨の通知を受けた者は、本学に出頭し、その指示に従うとともに所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3章 私費外国人留学生 (入学の出願)</p> <p>第18条 私費外国人留学生として、本学の学部又は大学院に入学を志願する者は、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(入学手続)</p> <p>第20条 前条の選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>外国人登録原票記載事項証明書</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 国費外国人留学生 (入学手続)</p> <p>第6条 前条の選考の結果に基づき、文部科学大臣から本学が留学生として受入れる旨の通知を受けた者は、本学に出頭し、その指示に従うとともに所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住民票の写し(国籍等、在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日が記載されたものに限る。以下同じ。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3章 私費外国人留学生 (入学の出願)</p> <p>第18条 私費外国人留学生として、本学の学部又は大学院に入学を志願する者(以下「<u>入学志願者</u>」という。)は、次の書類に所定の検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(入学手続)</p> <p>第20条 前条の選抜試験の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、次の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住民票の写し</u></p> <p>(3) (略)</p>	

附 則 (24 教規程第 34 号)

この規程は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。